⑵　権利の変更及び弁済方法

別表６記載の一般更生債権については、下記の区分に基づく弁済率に従って一括弁済日に弁済し、弁済後の残額全額について免除を受ける。

弁済額算定のための債権区分及び基準額		弁済率	免除率
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金※	100万円以下の部分	100％	０％
	100万円を超える部分	0.025％	99.975％
更生手続開始決定日以降の利息・損害金	全額	０％	100％

※当該更生債権者が更生債権を複数口有する場合は、その合計額により、上記区分を適用する。

４　通則

⑴　一括弁済日

一括弁済日とは、別表４記載の更生担保権、別表５記載の一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）、別表６記載の一般更生債権に対して一括して納付又は弁済を行う日をいい、更生計画認可決定の確定日から２か月を経過する日までの間で管財人が指定する日をいう。

⑵　弁済の方法

ア　本更生計画に基づく更生債権等の弁済は、弁済時における更生会社の本店にて行う。ただし、管財人は、当該債権者が指定した預貯金口座に振込送金する方法で支払うことができる。

イ　一般の優先権ある更生債権（租税等の請求権）については、徴収の権限を有する者の指定する方法により、指定する場所で納付する。

ウ　上記ア、イの送金又は納付に要する費用は、更生会社の負担とする。

エ　一括弁済日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に弁済する。

⑶　端数処理

更生債権等の権利の変更に関して生じる弁済額は、１円未満の端数を切り上げる。

⑷　権利変動等の特則

ア　本更生計画案提出日（平成27年３月20日）以降、一括弁済日までに、更生債権等の一部について放棄又は債権届出の取下げがなされたときは、本章の定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対して適用する。

イ　本更生計画案提出日（平成27年３月20日）以降、一括弁済日までに、更生債権等の全部又は一部について譲渡又は移転があったときは、本章に定める権利の変更及び弁済の方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準としてこれを適用する。この場合の権利の変更による弁済額は、新旧債権者双方がその債権額に按分して配分する。

⑸　利息又は損害金

本章の定めによる弁済には、利息又は損害金を付さない。

⑹　債務免除を受ける時期

債務免除の効力は、本項⑴の一括弁済日に生ずるものとする。

⑺　管財人

本更生計画案において、管財人とは、大阪地方裁判所において、本件につき選任された管財人をいう。ただし、事業家管財人は、これを除く。

⑻　会社更生法の用語の援用

本更生計画案における用語の定義は、特段の定めのない限り、会社更生法の定めによる。

第４章　担保権等の措置

１　不動産に関する根抵当権の扱い

⑴　別表７－１記載の根抵当権は、更生計画認可後も存続し、その担保すべき元本及び極度額は、更生計画認可決定によって、同表記載の「権利変更後の被担保債権（上限）額」欄記載の額に確定する。

⑵　別表７－１記載の根抵当権者は、債権額又は極度額変更の登記手続をする。別表７－１記載の根抵当権者は、管財人から書面による要求があったときは、管財人に対し、書面の到達した日から２週間以内に、債権額又は極度額変更の登記手続に必要な一切の書類を交付しなければならない。ただし、それら書類の作成及び交付に要する費用（司法書士費用を含む）は、別表７－１記載の根抵当権者の負担とし、それら書類に基づく債権額又は極度額変更の登記手続に要する費用（司法書士費用を含む）は、更生会社の負担とする。

⑶　別表７－１記載の根抵当権は、第３章１⑵に基づく弁済がなされた時に消滅する。この場合、別表７－１記載の根抵当権者は、根抵当権設定登記の抹消登記手続をする。別表７－１記載の根抵当権者は、管財人に対し、弁済後２週間以内に根抵当権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を交付しなければならない。ただし、それら書類の作成及び交付に要する費用（司法書士費用を含む）は、別表７－１記載の根抵当権者の負担とし、それら書類に基づく抹消登記手続に要する費用（司法書士費用を含む）は、更生会社の負担とする。

２　消滅する担保権

更生会社の財産を目的とする担保権は、別表７－１及び別表８－１に記載したものを除き、更生計画認可決定の日に消滅する。

第５章　株主の権利の変更と募集株式の発行

１　更生会社による株式の取得

⑴　更生会社は、更生計画認可決定の日に更生会社の株主から発行済株式500株の全部を無償で取得する。ただし、株主に対し、株券の提出は求めない。

⑵　更生会社は、本章２⑵で定める資本金の額の減少が効力を生ずる日に、本章１⑴で取得した自己株式500株をすべて消却する。

２　資本金の額の減少

更生会社の資本金の額を次のとおり減少する。

⑴　減少する資本金の額

5000万円

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

本章３に基づき、募集株式と引換えに払い込む金銭の払込がなされた日

３　募集株式の発行

更生会社は、更生計画認可決定の確定日以降、次の要領により募集株式を発行する。

⑴　募集株式の数

1000株

⑵　募集株式の払込価格

2500万円

⑶　募集株式と引換えに払い込む金銭の払込期間

更生計画認可決定の確定日から1週間